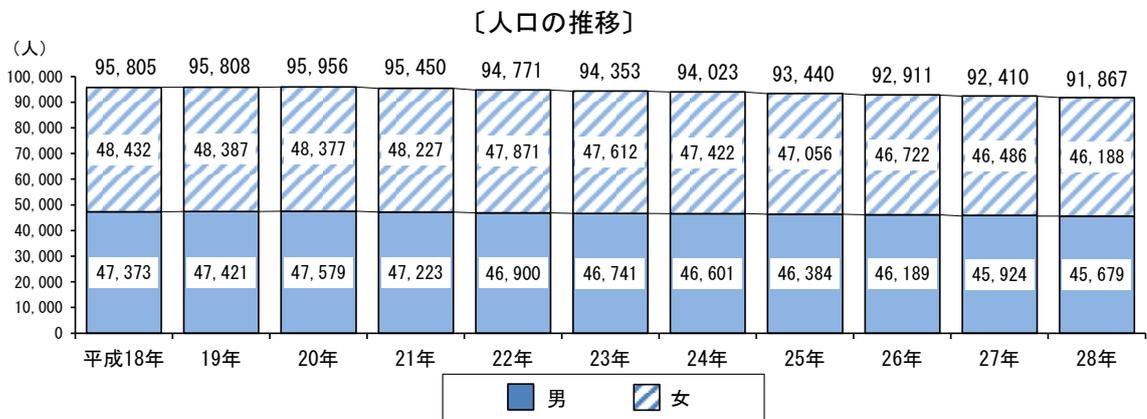


第2章 人権に関する現状

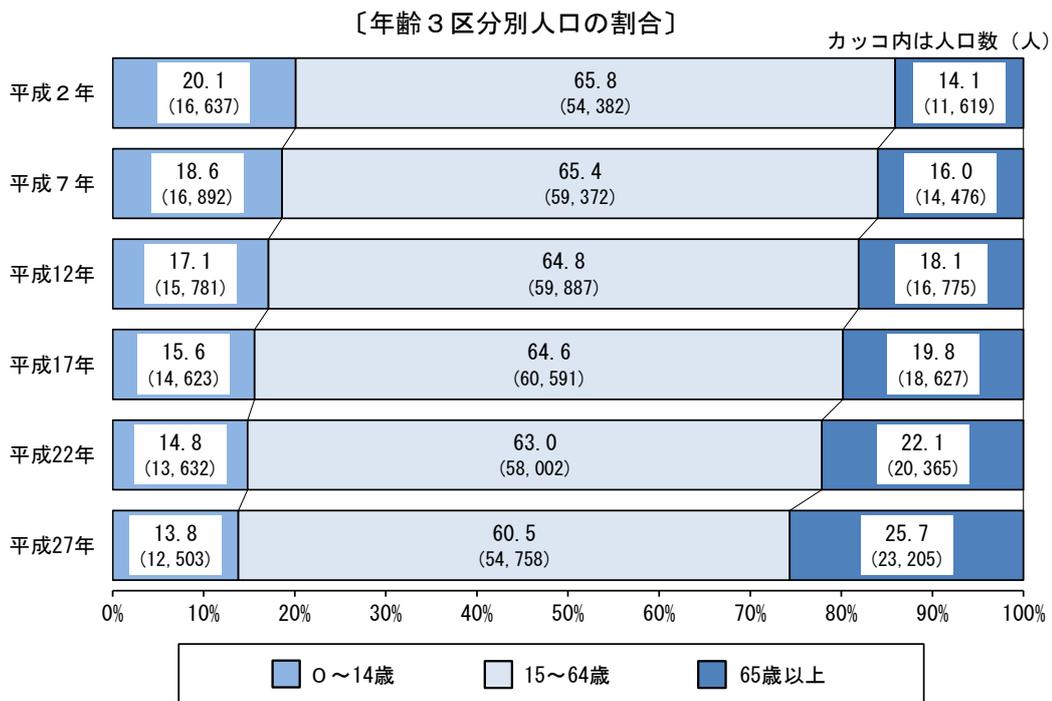
1. 人口の推移

本市の人口は、年々減少しており、平成28年(2016年)9月末日現在で91,867人となっています。

年齢3区分別で見ると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向にあります。65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、平成27年(2015年)では25.7%と高齢者が人口の4分の1を占め、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）



資料：「国勢調査」
※年齢不詳者含まず。

2. 人権に関するアンケート結果でみる市民の人権意識

〔1〕調査の概要

(1) 調査の目的

人権尊重のまちづくりを推進するための「甲賀市人権に関する総合計画」の策定にあたり、市民の人権についての考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、「甲賀市人権に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。

(2) 調査方法

調査対象者	市内にお住まいの18歳以上の人
抽出方法	無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	平成27年(2015年)10月1日
調査期間	平成27年(2015年)11月14日～平成27年(2015年)11月30日

(3) 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
2,500	1,039	41.6%

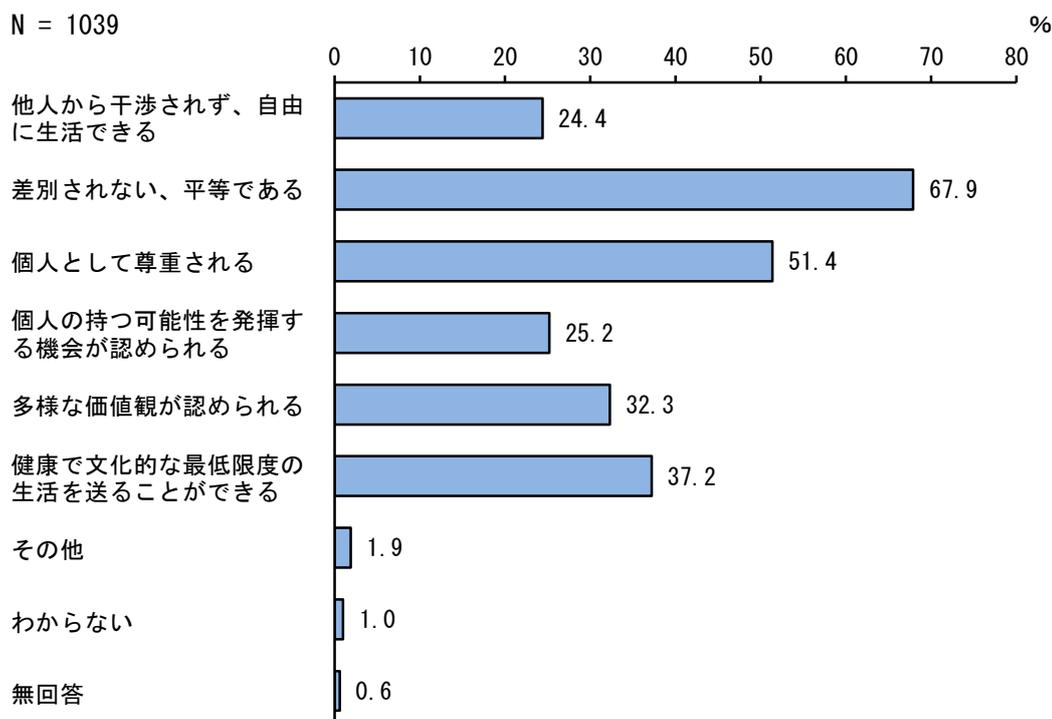
(4) 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

〔 2 〕 調査結果の概要

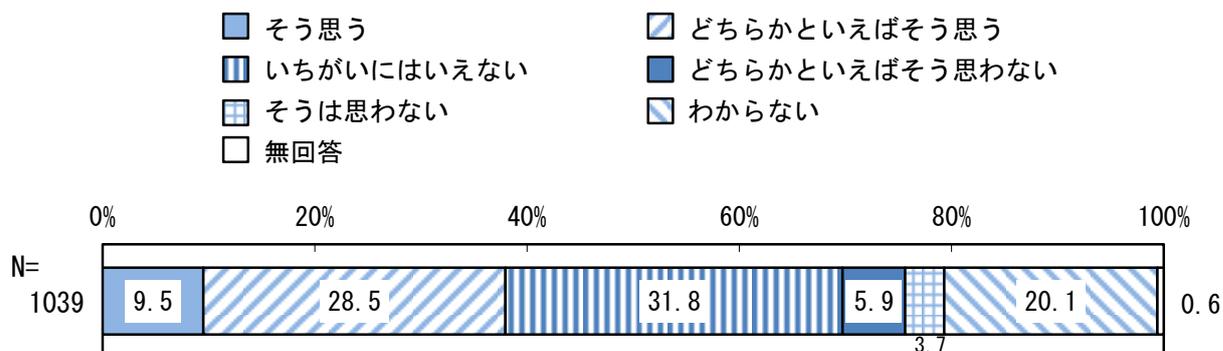
(1) 「人権尊重」のとらえ方

「差別されない、平等である」が67.9%と最も高く、次いで「個人として尊重される」が51.4%と続いています。



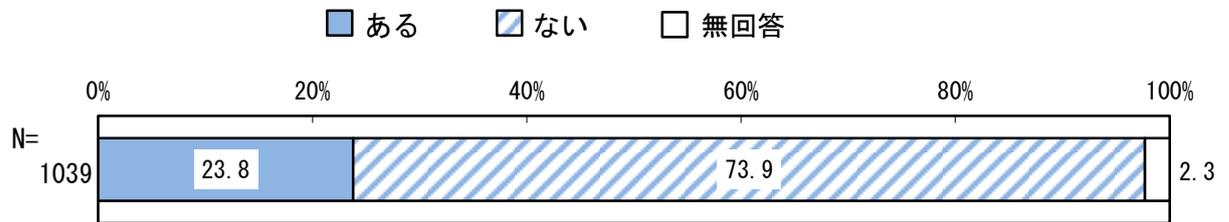
(2) 本市における「人権尊重」の状況

本市は「人権が尊重されるまち」になっているかという問には、「いちがいにはいえない」が31.8%、「思わない」割合（「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」をあわせた割合）が9.6%となっています。また、20.1%の人が「わからない」と答えています。



(3) 人から嫌なことを言われたりされたりした経験状況

最近5年以内に人権に関して、人から嫌なことを言われたりされたりしたことが「ある」が23.8%に対し、「ない」は73.9%となっており、およそ4人に1人が、ここ5年以内に人から嫌なことを言われたりされた経験があると答えています。



(4) 人権を侵害された内容

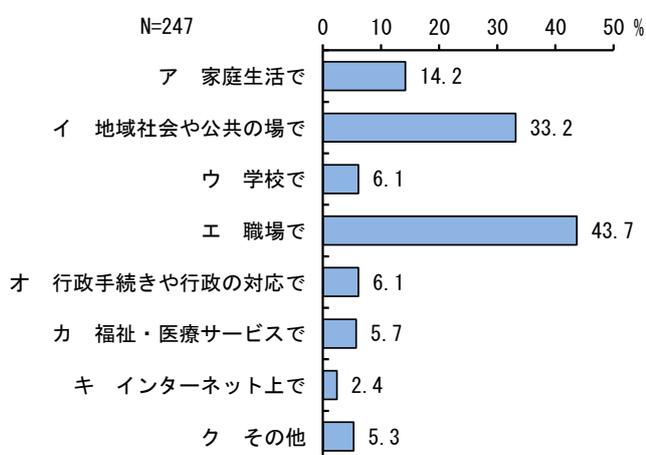
職場・地域・家庭など、身近な生活の場面で人権侵害が起きており、「イ 地域社会や公共の場で」では、「あらぬうわさ、悪口を言われた」が15.8%と最も高く、「エ 職場で」では、「ハラスメントを受けた」が22.7%と最も高くなっています。

また、「イ 地域社会や公共の場で」、「エ 職場で」共に「差別待遇」、「仲間外れ、いじめ」、「プライバシーを侵害」の項目は他より割合が高くなっています。

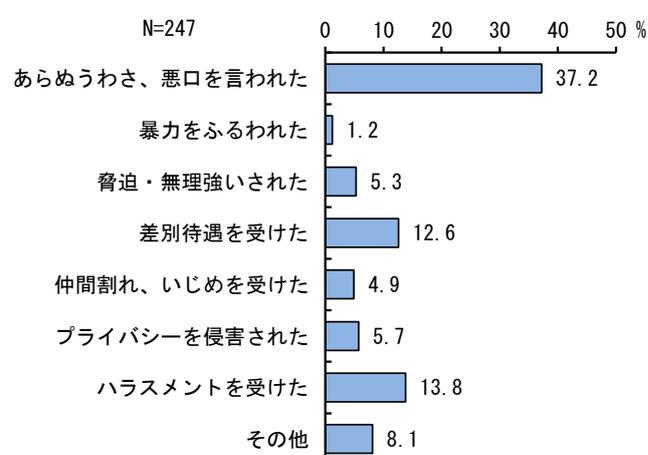
単位：%

区分	有効回答数(件)	あらぬうわさ、悪口を言われた	暴力をふるわれた	脅迫・無理強いされた	差別待遇を受けた	仲間外れ、いじめを受けた	プライバシーを侵害された	ハラスメントを受けた	左記以外のことを受けた	受けていない	無回答
ア 家庭生活で	247	4.0	1.2	1.6	2.8	2.4	2.8	2.4	1.2	18.2	67.6
イ 地域社会や公共の場で	247	15.8	0.4	3.6	7.3	6.5	6.9	2.8	5.7	15.0	51.8
ウ 学校で	247	2.8	-	0.4	1.6	2.4	0.4	1.2	0.4	14.2	79.8
エ 職場で	247	15.8	0.4	3.2	8.5	4.9	6.1	22.7	3.6	10.1	46.2
オ 行政手続きや行政の対応で	247	0.8	-	0.8	4.0	0.4	1.2	0.8	0.4	19.0	74.9
カ 福祉・医療サービスで	247	0.8	-	0.8	3.2	-	0.8	0.4	0.8	18.6	75.7
キ インターネット上で	247	0.8	-	0.8	-	-	-	-	0.8	20.2	77.3
ク その他	247	1.6	-	0.8	0.4	0.8	1.6	0.4	0.8	10.9	83.8

【人権侵害を受けた場面】

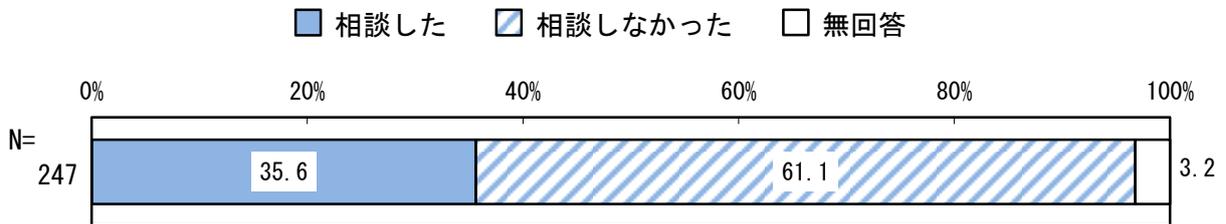


【人権侵害を受けた内容】



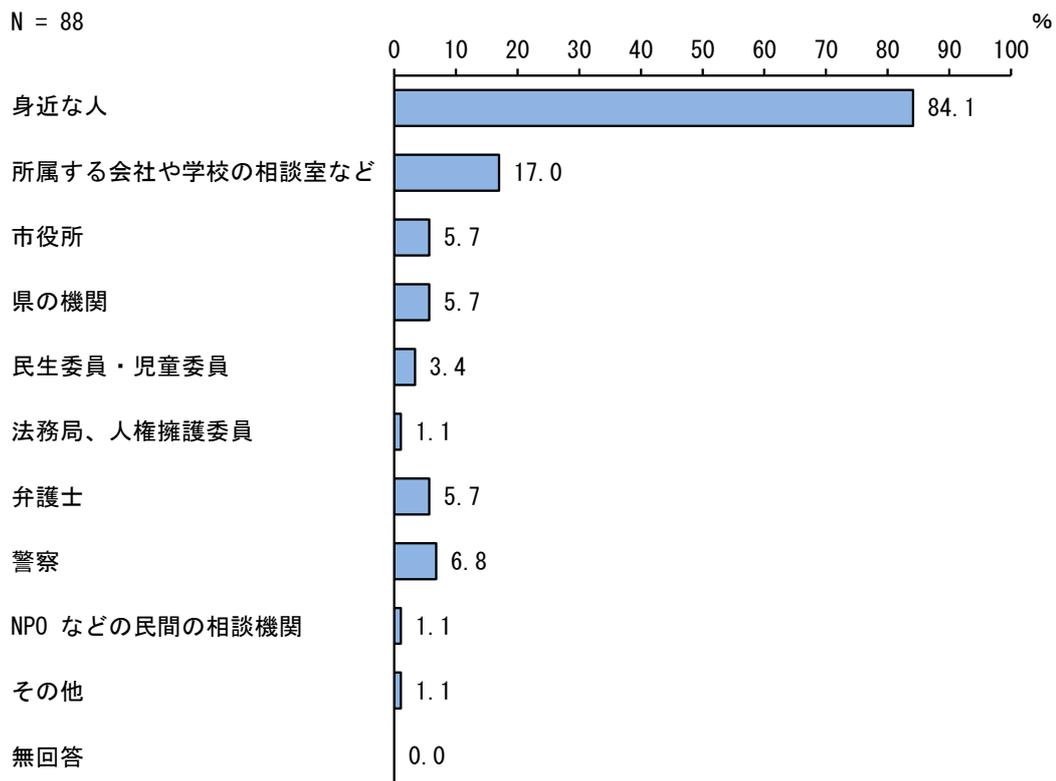
(5) 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談の有無

人から嫌なことを言われたりされたりした際、誰かに「相談した」が35.6%に対し、「相談しなかった」の割合が61.1%となっています。



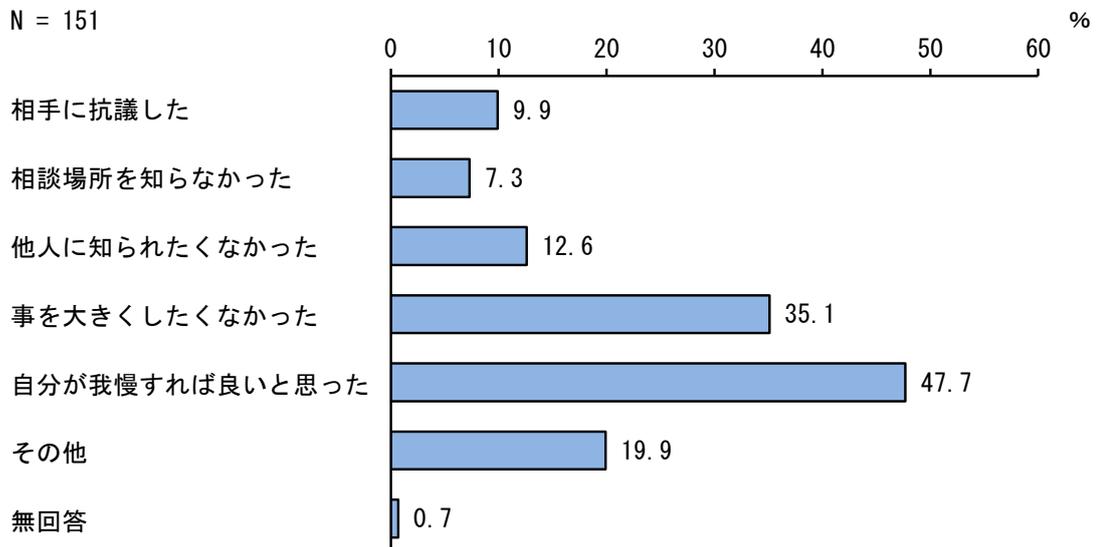
(6) 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談先

その相談先は、「身近な人」が84.1%と最も高くなっています。「市役所」、「県の機関」、「弁護士」、「警察」への相談は5～6%台となっています。



(7) 相談しなかった理由

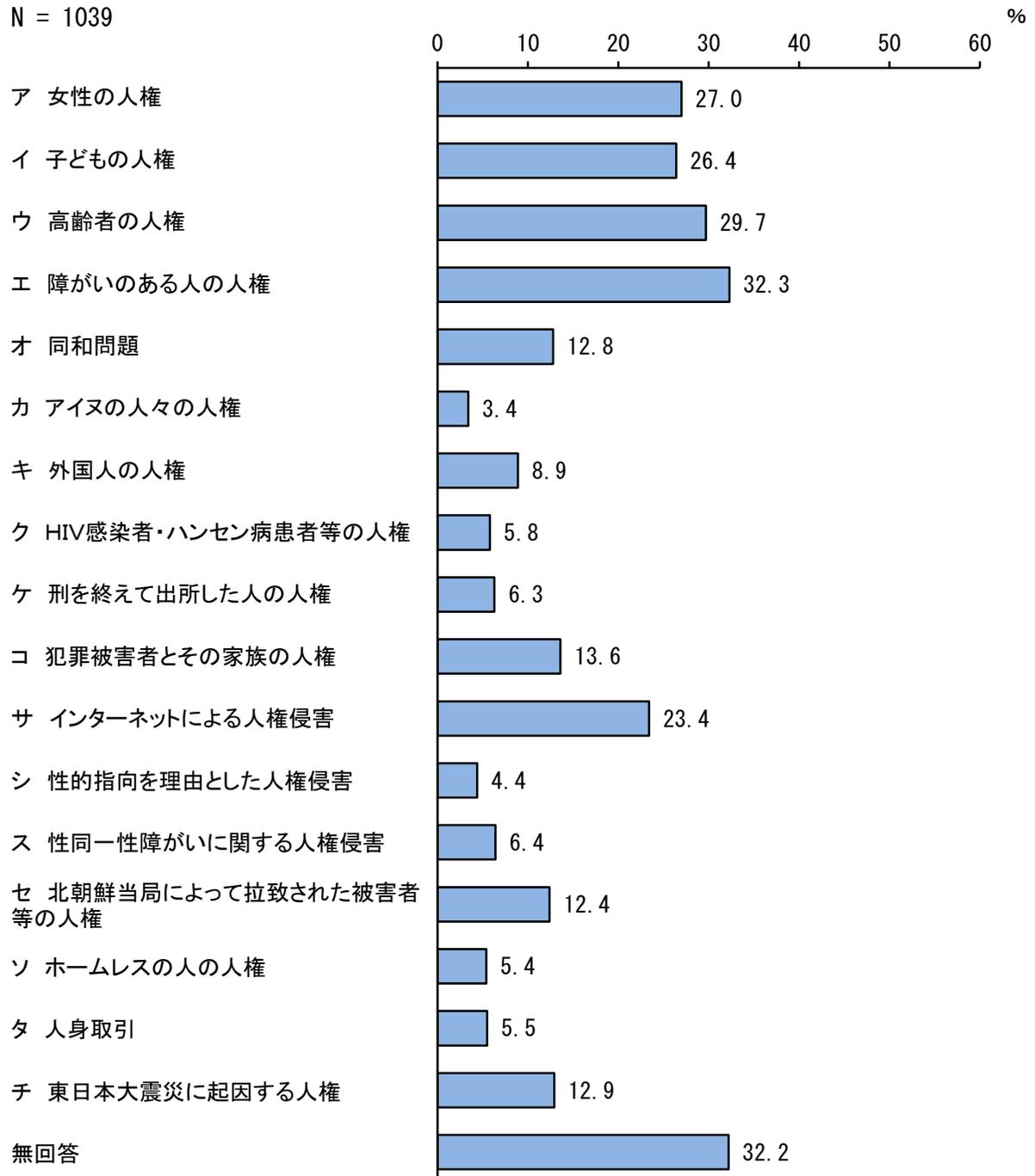
相談しなかった理由は、「自分が我慢すれば良いと思った」が47.7%と最も高く、次いで「事を大きくしたくなかった」が35.1%となっています。また、「相談場所を知らなかった」は7.3%となっています。



(8) 関心のある人権課題

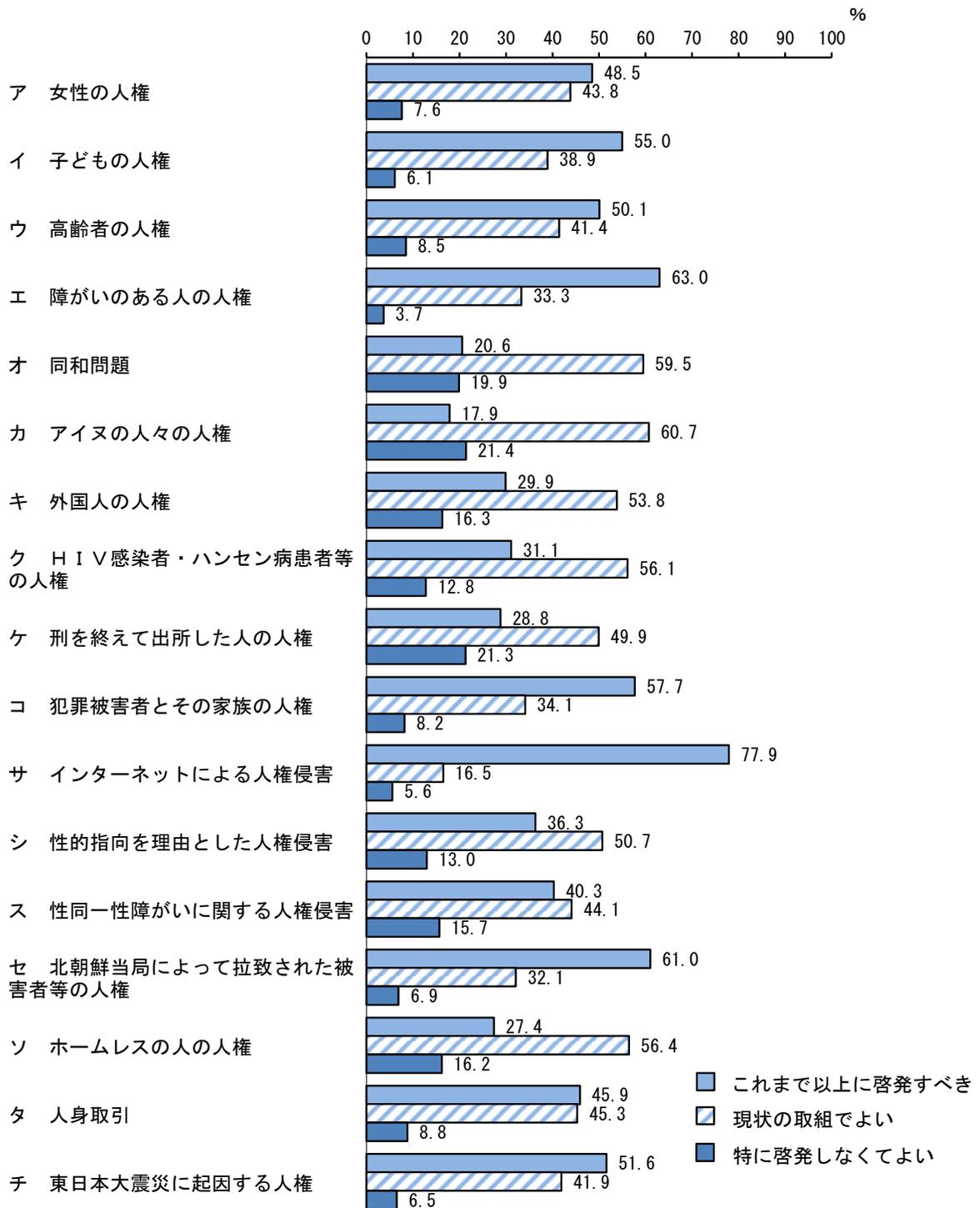
関心のある人権課題では、「エ 障がいのある人の人権」が32.3%と最も高く、次いで「ウ 高齢者の人権」が29.7%となっています。

N = 1039



(9) 今後、一層啓発すべき人権課題

「これまで以上に啓発すべき」の割合が最も高い項目は、「インターネットによる人権侵害」、「エ 障がいのある人の人権」、「セ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権」で60.0%を超えています。



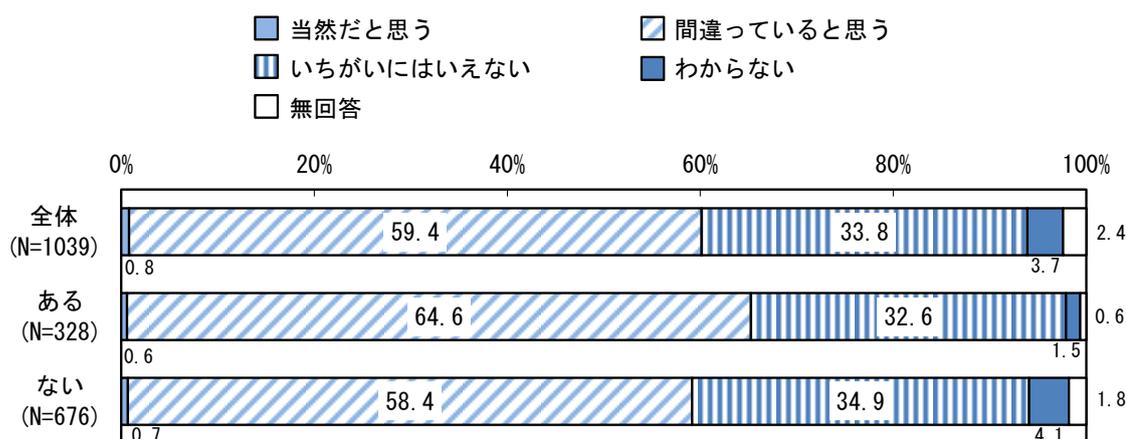
(10) 人権尊重や人権侵害に対する見方、とらえ方

(回答者全体と人権に関する学習会参加の有無で比較をしました。)

- ① 会社の管理職登用の選考で、女性であるAさんの管理能力の方が高いのに、女性であることを理由に、別の男性を管理職に登用したことについて

「間違っていると思う」が59.4%と最も高くなっています。

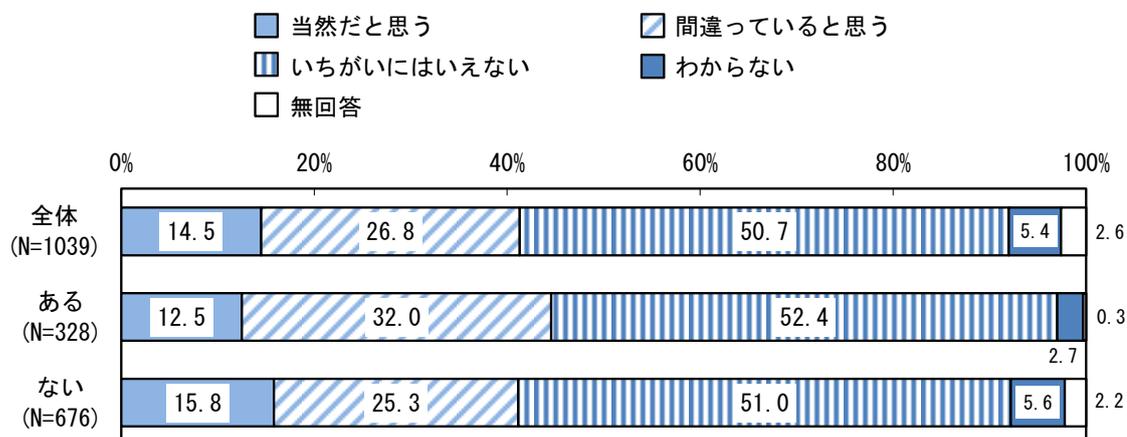
人権に関する学習会への参加の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



- ② 高校生の子どもにスマートフォンを持たせている親が、子どものことを心配して、無断でメールを見たことについて

「いちがいにはいえない」が50.7%と最も高く、次いで「間違っていると思う」が26.8%と高くなっていますが、「当然だと思う」も14.5%と低くありません。

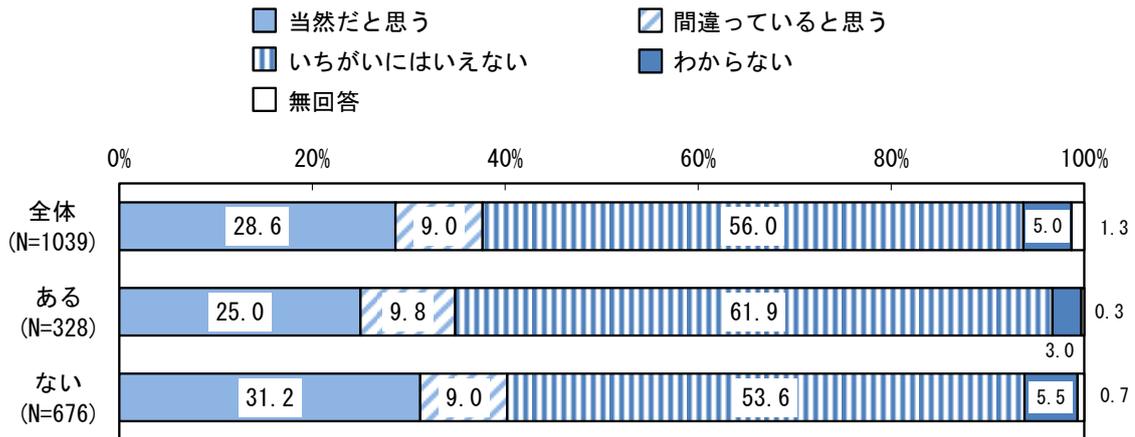
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



- ③ 認知症が進行して町中を徘徊することがあるBさんを介護している家族は、介護する人がいないときに、Bさんが家から出られないように鍵をかけていることについて

「いちがいにはいけない」が56.0%と最も高くなっており、「間違っていると思う」は9%にとどまっています。

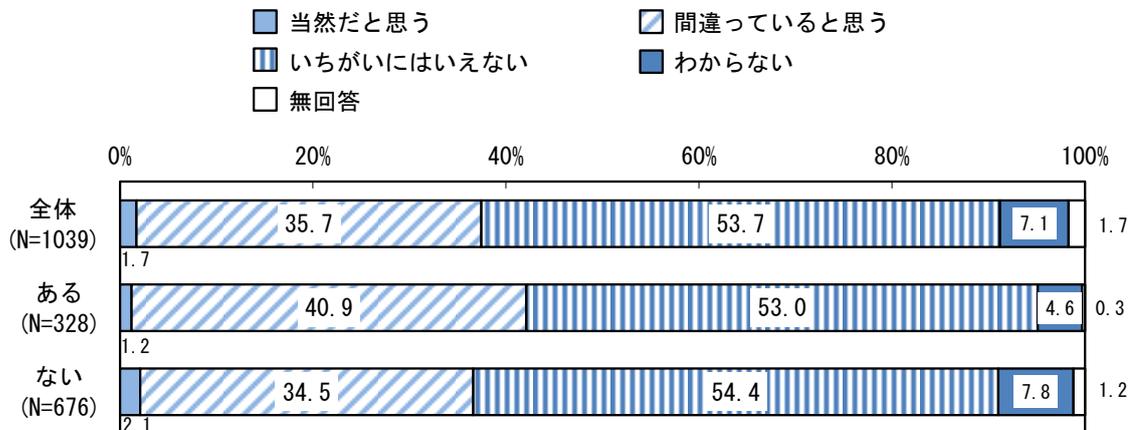
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「当然だと思う」の割合が低くなっています。



- ④ 借家を探していた外国人が適当なアパートを見つけたので申し込んだところ外国人であることを理由に、貸すことを断った家主の態度について

「いちがいにはいけない」が53.7%と最も高く、次いで「間違っていると思う」が35.7%となっています。

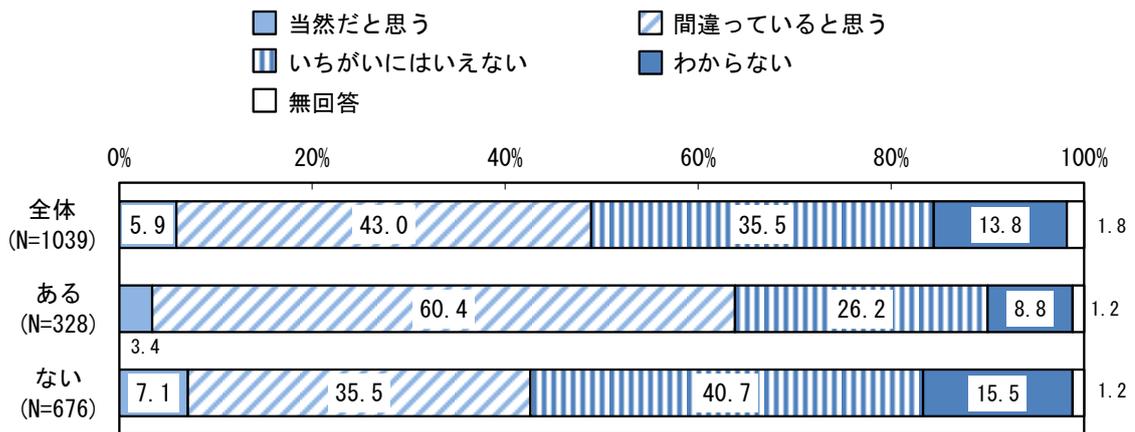
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



⑤ Cさんは、手頃な家を見つけて買おうとしたが、その場所が同和地区かどうか、市役所に問い合わせた行動について

「間違っていると思う」が43.0%と最も高くなっています。「わからない」が13.8%となっており、他ケースの回答よりも高くなっています。

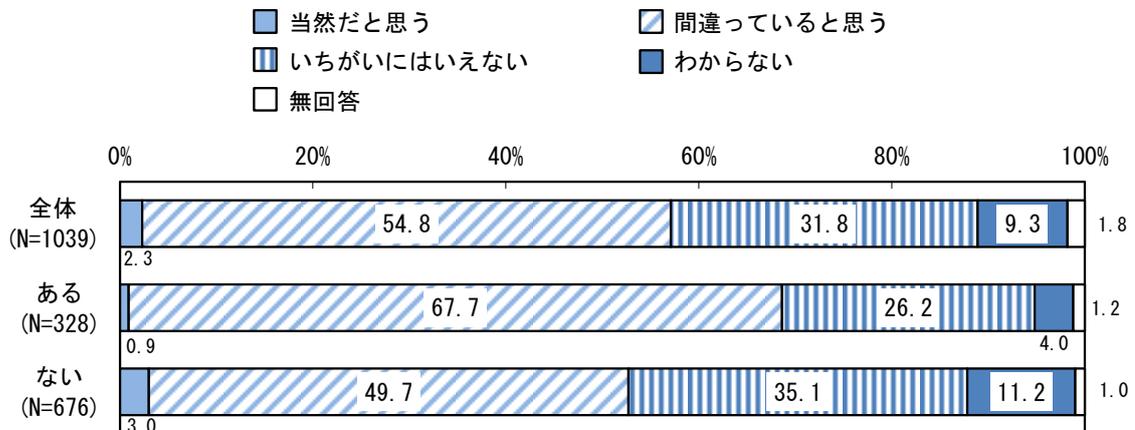
人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



⑥ 障がいのある人のための施設が住宅街に建設されることになり、地元の住民が建設に反対したことについて

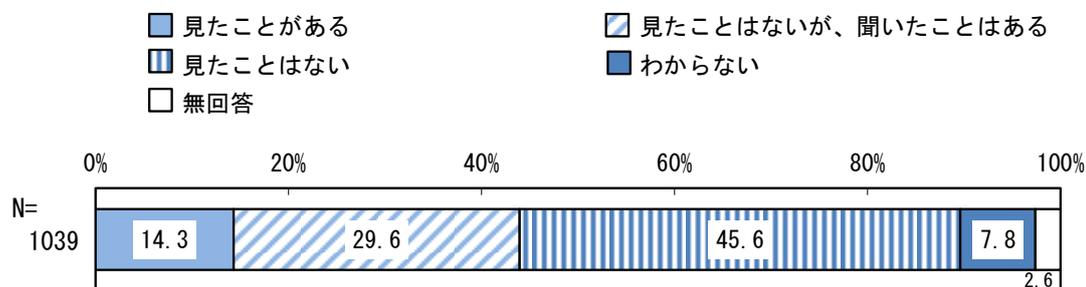
「間違っていると思う」が54.8%と最も高く、次いで「いちがいいはいえない」が31.8%となっています。

人権に関する学習会への参加経験の有無で比較すると、参加経験のある人で「間違っていると思う」の割合が高くなっています。



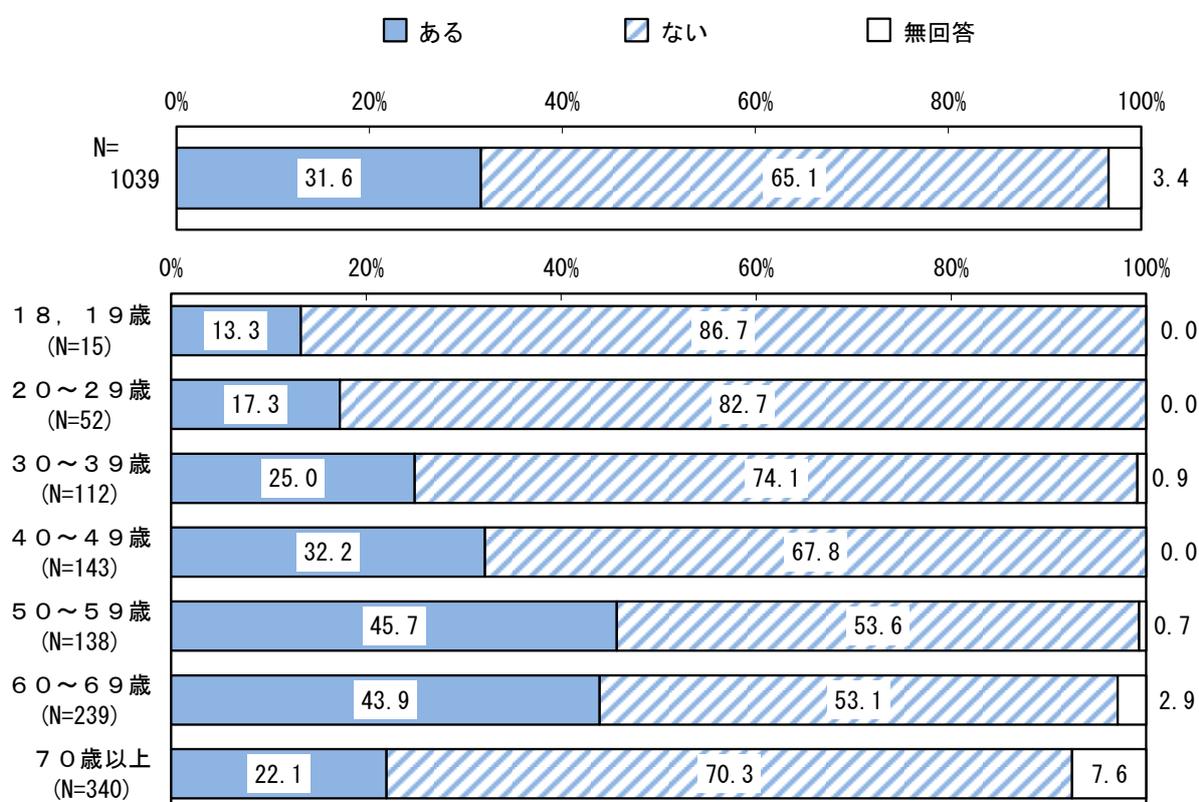
(11) インターネットによる差別的な書き込みを見た経験

「見たことがある」が14.3%、「見たことはないが、聞いたことはある」が29.6%、
 となっています。



(12) ここ3年以内での人権に関する学習会への参加経験

「ない」が65.1%となっており、多くの方が人権に関する学習会に参加していない状況です。学習会に参加したことがある人の年齢層は、50歳代、60歳代が多く、若年層で低くなっています。

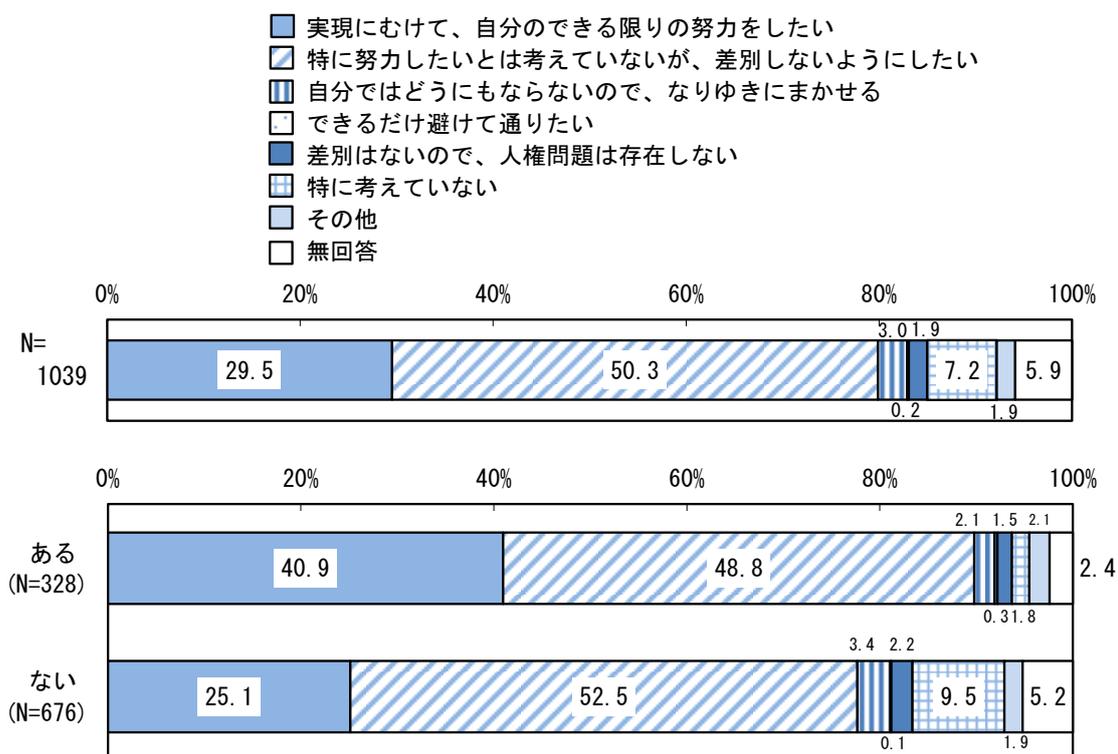


(13) 人権の尊重されるまちの実現に向けての考え方

(回答者全体と人権に関する学習会参加の有無で比較をしました。)

「特に努力したいとは考えていないが、差別しないようにしたい」が50.3%と最も高く、次いで「実現にむけて、自分のできる限りの努力をしたい」が29.5%となっています。

人権に関する学習会への参加の有無別で見ると、参加経験のある人で「実現にむけて、自分のできる限りの努力をしたい」の割合が高くなっています。



〔 3 〕 調査結果の分析

【全体の傾向】

- 意識調査全体を通して、性別では、人権侵害を受けた経験、それに対する相談の有無で差異があるものの、考え方では、大きな差異はみられません。
- 年齢別では、年齢層の高い人と若年層で、考え方に差異がみられます。

【人権尊重のまちの実現】

- 人権が尊重されるまちになっているとは言えない状況であることから、人権が尊重されるまちの実現に向けて、人権教育・啓発等のさまざまな施策を実施していく必要があります。

【人権を侵害された内容】

- 職場・地域・家庭など、身近な生活の場面で人権侵害が起きていることから、職場や地域が主体となって、身近な生活の場面で人権侵害が起こらないよう、予防や啓発に取り組む必要があります。また、学習会などで学んだことを、自分のこととして実践することが大切です。

【人権学習と人権意識】

- ここ3年以内の、人権に関する学習会への参加の状況では、多くの人が人権に関する学習会に参加していないことから、啓発や学習会の内容や方法を工夫し、参加者を増やす取組が必要です。
- 人権に関する学習会への参加経験がある人は、人権意識が高い傾向にあり、人権教育・啓発の効果が表れています。生涯にわたって、あらゆる機会において学びを提供できるよう、今後の人権教育・啓発のあり方についての検討が必要です。
- 学習会に参加したことがある人の年齢層は、50歳代、60歳代が多く、若年層で低くなっています。幅広い層を対象にした、人権に関する多様な学習機会の充実を図る必要があります。

【新たな人権課題】

- インターネットによる人権侵害について、29歳以下でインターネットによる差別書き込みを見たことがある人が多く、また、これまで以上に啓発すべきと考える人が多いことから、今後、人権教育や啓発の課題として、インターネットによる人権侵害を更に取り入れていく必要があります。

【相談】

- 人から嫌なことを言われたりされたりした際の相談先は身近な人が多く、相談を受けた人が適切な対応ができるよう、人権意識や感覚を高めるための人権教育・啓発が必要です。また、相談しなかった人が多いことから、相談に行きやすい環境の整備も必要です。

3. 人権に関する計画の取組状況

本市では、これまで、さまざまな人権課題の解決をめざし、「甲賀市人権総合計画」「甲賀市同和対策基本計画」「甲賀市人権教育基本計画」に基づき、取組を推進してきました。

各計画の概要と取組状況は次のとおりです。

〔1〕甲賀市人権総合計画

■ 計画の概要

【趣旨】

甲賀市総合計画に沿って、甲賀市人権尊重のまちづくり条例がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具体化していくことを目的とする計画

【期間】

平成20年度（2008年度）～平成28年度（2016年度）

【重点項目】

まちづくり条例は、その第1条で、「この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

このまちづくり条例の理念を具体化するため、次の5つの重点項目を掲げています。

- ①「市民と行政との協働」
- ②「人権を基礎とした施策の推進」
- ③「人権教育、啓発活動の充実」
- ④「人権に関する推進体制の充実」
- ⑤「相談・支援体制の充実」

【個別課題】

主要な人権課題を着実に解決するため、次にあげる分野ごとの取組方針を掲げています。

- ◇同和問題
- ◇女性
- ◇子ども
- ◇高齢者
- ◇障がいのある人
- ◇外国人
- ◇その他さまざまな人権問題等

〔 2 〕 甲賀市同和対策基本計画

■ 計画の概要

【趣旨】

部落差別をはじめとするあらゆる差別の無い社会を一日も早く築き、すべての市民が幸せに安心して生活できることをめざす計画

【期間】

平成20年度（2008年度）～平成28年度（2016年度）

【基本目標】

1. 差別意識の解消と人権意識の高揚
2. 地域住民の自立と自己実現
3. 住民交流と協働のまちづくり

【基本計画】

次にあげる3つの基本目標を掲げ、同和問題の解決に向け、さまざまな施策を展開してきました。

1. 差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための取組
 - ◇教育啓発の推進
 - ◇人権尊重のまちづくり
2. 地域住民の自立と自己実現を達成するための取組
 - (1) 地域福祉
 - ◇総合的な相談・情報提供、権利保障・擁護
 - ◇人権尊重・健康福祉のまちづくり
 - (2) 保健・医療
 - ◇健康づくりの推進
 - (3) 住宅・まちづくり
 - ◇住環境の推進
 - ◇住民主体のまちづくり
 - (4) 就労
 - ◇就労支援
 - ◇企業啓発
 - (5) 教育
 - ◇進路保障の実現
 - ◇指導・相談体制の充実
3. 住民交流を促進するための取組
 - ◇住民交流の推進
 - ◇協働の人権まちづくり

〔3〕甲賀市人権教育基本計画

■ 計画の概要

【趣旨】

人権教育や人権啓発を通して、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」や「甲賀市人権尊重の都市（まち）宣言」を具現化し、あらゆる差別のない互いに認め合う人権尊重のまちづくりを推進することを目的とする計画

【期間】

平成20年度（2008年度）～平成28年度（2016年度）

【人権教育・啓発の推進】

次にあげる人権教育・啓発に関する3つの推進方針を掲げ、市民のあらゆる世代、あらゆる場などにおいて人権尊重の視点で、さまざまな施策を展開してきました。

1. 人権教育・啓発の重点

- （1）リーダーのパワーアップから組織的な推進へ
- （2）主体的な学びの推進
- （3）交流や協働による地域づくり

2. 課題別施策の推進

- （1）普遍的課題にかかる人権教育・啓発の推進
- （2）個別的課題にかかる人権教育・啓発の推進
 - ①同和問題
 - ②女性
 - ③子ども
 - ④高齢者
 - ⑤障がいのある人
 - ⑥外国人
 - ⑦患者等
 - ⑧インターネットによる人権侵害
 - ⑨その他のさまざまな人権問題

3. あらゆる場における施策の推進

- （1）家庭
- （2）保育園・幼稚園
- （3）学校
- （4）地域
- （5）企業
- （6）人権に関わりの深い特定職業従事者

〔４〕人権に関する施策の取組状況

（１）重点項目

① 市民と行政との協働（甲賀市人権総合計画）

市民主体の人権擁護施策の推進を図るため、甲賀市人権教育推進協議会と連携し、人権教育連続セミナーや人権教育研究大会等の研修会を開催するほか、甲賀市同和・人権事業促進協議会、甲賀市企業人権啓発推進協議会、PTA、甲賀人権擁護委員協議会等と市が連携を図りながら、人権に関する課題の達成に向けて自主的な取組を進めています。

② 人権を基礎とした施策の推進（甲賀市人権総合計画）

甲賀市総合計画において「ともに認めあう人権文化のまちづくり」を施策の柱の一つに位置づけ、すべての人の人権が尊重されることをまちづくりの基本としています。

本市においては、誰もが利用しやすい公共施設の整備や情報を得られるよう広報誌や情報発信の方法を工夫するなど、人権尊重を基本に据えて行政サービスに取り組んでいます。

③ 人権教育・啓発活動の充実（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

人権教育・啓発では、三つの重点を掲げ関係する取組を推進しています。

まず、一点目の「リーダーのパワーアップから組織的な推進へ」では、地域での人権教育・啓発活動を担う人権教育啓発講師を養成し、本市の啓発講師団として、市内の区・自治会での地区別懇談会等で活躍いただいています。

また、保育園・幼稚園、小・中学校の教職員、市の職員等に対しては、全ての業務は人権に関わるとの自覚をもって業務を行うため、人権の普遍的な課題や個別的課題をテーマとした研修を行っています。

次に、二点目の「主体的な学びの推進」では、「甲賀の人権教育基底プラン」に基づき、保育園・幼稚園、小・中学校で一貫した人権教育に取り組んでいます。また、市民の学習では、人権を身近に感じられる啓発教材として、「一人ひとりが輝くために～人権尊重をしているからしているへ～」を毎年作成し、地区別懇談会等で活用しています。

身近な場所で人権を主体的に学ぶ機会として、人権をテーマとした公民館講座や人権教育連続セミナーを市内各所で開催するとともに、区・自治会や人権教育推進協議会の協力を得て、区・自治会単位での地区別懇談会の開催を推進しています。地区別懇談会は、市内のほぼ全ての区・自治会で開催されるとともに、年々、参加者数が増加しています。一方、人権教育連続セミナーでは、参加者が減少しています。

三点目の「交流や協働による地域づくり」では、人権教育推進協議会をはじめ

とする人権に関係する団体と連携し、人権教育研究大会を開催するなど、市民との協働による人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、市民との協働により人権尊重のまちづくりを推進するため、地域の組織や市民活動団体等との連携及びネットワークの構築や、これらの団体等が実施する事業の支援等を行う「こうか市民共生ネットワーク」を設立しました。

④ 人権に関する推進体制の充実（甲賀市人権総合計画）

市民、企業・事業所、市民活動団体等と行政が連携して人権施策を効果的に推進するための人権教育・学習の場の充実に取り組むとともに、市の組織において、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するため「甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部」を設置し、人権尊重の推進に係る関係部局間の連絡調整や人権尊重に係る教育及び啓発に関することなど必要な事項について協議を行っています。

また、各課に人権リーダーを配置し、人権の視点に立った業務を行えるよう、職員の資質向上のためさまざまな課題を取り上げ、研修を行っています。

⑤ 相談・支援体制の充実（甲賀市人権総合計画）

就労、生活困窮、健康、教育、家族の問題、消費生活等の相談窓口を設置するとともに、これらの相談窓口の周知を行っています。相談の中には、さまざまな課題が複雑に絡み合った相談もあることから、適切な相談窓口につなげるとともに、自立支援に向けたワンストップ²の窓口を設置し対応しています。

また、大津地方法務局甲賀支局、甲賀市社会福祉協議会など人権擁護に係る機関や団体、市民の身近な相談先である民生委員・児童委員や人権擁護委員と連携し相談に対応しています。

重大な人権侵害である、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、ドメスティック・バイオレンス³（以下「DV」という。）は、早期に発見することが必要であることから、市民の通報義務を周知し、相談があった場合には、適切な支援につなげています。

（2）分野別課題ごとの施策と教育・啓発

① 同和問題（甲賀市人権総合計画・甲賀市同和对策基本計画・甲賀市人権教育基本計画）

（ア）差別意識の解消・人権意識の高揚を図る取組

不動産差別、土地差別の解消に向けて、平成23年（2011年）から福祉と人権のまちづくり事業に取り組んできました。福祉と人権のまちづくり事業では、市民対象の研修会、保育園・幼稚園の保護者対象研修会、公民館一般教養講座・人権研修会の開催、不動産会社を訪問し啓発を行うなどのほか、甲賀市魅力ある地域

² ワンストップ：ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。

³ ドメスティック・バイオレンス（DV）：Domestic Violence。法令等で明確に定義された言葉ではないが、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

づくり推進協議会へ交付金を交付し、関係団体が行う研修会や交流事業を支援しました。

(イ) 地域住民の自立と自己実現を達成するための取組

平成14年（2002年）、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」が失効したことを受けて、一般施策の中で自立と自己実現を促し地域の活力を高めていく取組を行っています。

就労については、就労相談員を地域総合センターに配置し、就労相談を行ってきました。平成27年度（2015年度）からは商工政策課の就労相談員が地域総合センターに出向き就労相談を行うほか、生活支援課に就労コーディネータを配置し、生活困窮者に対して、就労相談を含めた相談を実施しており、地域総合センターに相談があった場合も連携により、より専門的な支援につなげています。

小集落改良住宅⁴については、入居者の意思を尊重しつつ、生活状況や経済状況等を考慮しながら、自立に向けて住宅を譲渡しました。

子どもたちの自己実現に向けた取組では、地域総合センターで、小・中学生を対象に自主活動学習に取り組んでいます。学習にあたっては、家庭での学習習慣や基本的な生活習慣を身につけ、自らの生きる力を高めていけるよう、学校、家庭、地域、地域総合センターが連携し、実施しています。

また、地域総合センターについては、福祉の向上や人権教育・啓発、文化の振興を図り、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営していますが、地域から要望があった場合は、市民の自由な意思を尊重し、閉館した地域総合センター等もあります。子どもの教育環境や就労などの残された課題は、一般施策の中で必要な取組を継続しています。

(ウ) 住民交流を促進する取組

地域総合センターでは、各種教室や文化祭・スポーツ大会の開催を通じて、地域の住民交流を活性化するなど、人と人のつながりを拡大させる環境づくりを行っています。また、広報等により各地域総合センターの取組や活動状況を紹介しています。

② 女性の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

男女が等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、「甲賀市男女共同参画計画」に基づき取組を進めています。

「男性は仕事」「女性は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識⁵の解消に向けた講演会や講座の開催、啓発紙の発行等により啓発を行うとともに、女性が働きながら安心して子どもを産み育てられるよう保育園や放課後児童

⁴ 小集落改良住宅：旧地域改善対策特別措置法施行令1条1号に基づき、生活環境施設整備事業のなかの住宅地区改良事業の一つとして、小集落地区で建設された住宅のこと。

⁵ 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」など、「女だから、男だから」という性別によって役割や責任を分担するのが当然と考える意識のこと。

クラブの充実など、環境の整備を行っています。

また、女性の活躍を広げるために、起業や再就職に向けた支援を行っています。

DVについては、「甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」を策定し、DVについての正しい理解を啓発するとともに、DVの予防、被害者の早期発見、DV被害者に配慮した相談、安全・安心の確保をはじめとした支援を関係機関と連携し進めています。

③ 子どもの人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」を策定し、輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちが、「しなやかで・心豊かに・たくましく」育つことを願い、市民、企業・事業所、市民活動団体等の多様な主体と行政が協働・連携しながら地域全体で子育てを応援する「子ども・子育て応援団」の取組を進めています。

子どもの健全な成長を阻害する児童虐待が全国的にも深刻かつ重大な社会問題となるなか、児童虐待の未然防止と早期発見、通報があった場合には、速やかに子どもの安全確認を行い、その家庭に対する適切な支援を関係機関と連携して行っています。

児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれのあるいじめに対しては、「甲賀市子どものいじめ防止条例」に基づき、いじめを許さない風土と文化を社会全体でつくりあげ、子どもが自らの命を輝かせ健やかに成長することができる、いじめのないまちの実現に取り組んでいます。

また、子どもの将来が家庭の事情によって左右されないよう、生活保護世帯や生活困窮世帯に、生活保護や各種手当などの経済的支援を行うとともに、学習支援や居場所づくりに取り組んでいます。

④ 高齢者の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

本市の人口が減少傾向に転じるなかで、65歳以上の高齢者人口は増加しており、これに伴い要介護認定者等も増加を続けています。

高齢者が社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍でき、介護が必要になったときも、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、市内5か所に地域包括支援センター⁶を設置し、高齢者の介護や生活に関する相談、家族や関係者から寄せられる虐待や虐待へとつながるおそれのある事例の相談を受け、支援につなげる体制を整えています。

高齢者虐待の予防や早期発見、早期対応を行うため、甲賀市地域ケア会議⁷を設

⁶ 地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設で、高齢者の総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置されている。

⁷ 地域ケア会議：多職種の協働による個別ケースの支援内容の検討を通じた、①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握 などを行う。また、地域づくりや資源開発、政策形成など、地域の実情に応じた検討を行う。地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

置し、個別事例の検討や関係機関と連携した虐待防止に向けた対応や啓発、高齢者及び養護者の支援に努めています。

また、認知症等により判断能力が低下しても、高齢者の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する専門的な相談対応や成年後見制度⁸等の利用支援、関係する団体等への権利擁護の普及啓発を行っています。

⑤ 障がいのある人の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう「甲賀市障がい者基本計画・障がい福祉計画」を策定し、取組を進めています。医療を受ける機会を確保するための福祉医療の充実や、公共施設等においては、誰もが利用しやすい環境整備のため思いやり駐車区画や多目的トイレ、スロープやエレベーターの設置等を順次行っています。

また、発達の遅れや障がいなどがある子どもたちが、適切な時期に必要な支援が受けられる体制や環境の整備を図るとともに、ライフステージ⁹の変わり目において、相談支援が途切れることがないように、「ここあいパスポート¹⁰」の利用を促進し、子どもの育ちの記録を支援につなげるとともに、保護者、保育園・幼稚園、学校、関係各課、企業・事業所、支援機関が連携し、支援の継続に取り組んでいます。障がいのある人が住み慣れた地域で生活や就労ができるよう、障がい者支援施設や相談支援事業所、甲賀地域働き・暮らし応援センター¹¹などと連携し、支援を行っています。また、多様な障がいに関する情報の周知、障がいへの理解を促す啓発を行っています。

障がい者虐待に関する総合窓口として、甲賀市障害者虐待防止センター¹²を設置し、個々の状況に合わせた支援につなげるとともに、障がいのある人の権利が侵害されないよう、権利擁護に関する専門的な相談への対応や成年後見制度等の利用支援、関係する団体等への権利擁護の普及啓発を行っています。

⑥ 外国人の人権（甲賀市人権総合計画・甲賀市人権教育基本計画）

本市には、多くの国々から来られた外国人が生活していますが、文化や生活習慣、価値観の違いや、言語の違いなどからコミュニケーションの障壁があり、理

⁸ 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を保護し、支援してくれる人を付けてもらう制度のこと。

⁹ ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

¹⁰ ここあいパスポート：甲賀地域（甲賀市、湖南市）で、作成配布している相談支援ファイルのこと。発達障がいなどにより特別な支援が必要な人に適切な支援を継続できるよう、育ちや支援の情報を記録し、家庭、園、学校、支援機関で共有するためのもの。

¹¹ 働き・暮らし応援センター：障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関のこと。本人・家族・企業からの相談に、雇用支援ワーカー・生活支援ワーカー・職場開拓員・就労サポーター等が無料で応じている。

¹² 障害者虐待防止センター：本市の障がい者虐待に関する総合窓口のこと。平成24年10月1日から施行された「障害者虐待防止法」では、虐待を受けている可能性がある障がい者を発見した場合の市町村等への通報義務が規定されている。

解し合える関係が築きにくい状況があります。「甲賀市多文化共生¹³推進計画」に基づき、多様な機会を通じて文化や生活習慣等の違いを学び合い、お互いにコミュニケーションを深めながら相互理解のきっかけづくりを行うため、甲賀市国際交流協会等と連携し国際交流事業や国際理解教室などの取組を実施しています。

また、外国人が生活に必要な知識や情報を得られるように、広報やパンフレット等の多言語表記や、やさしい日本語の使用に努めるとともに、各種手続・申請や生活上の相談に対応できるように、市の窓口に通訳を配置しています。保育園では、必要に応じて母語支援員¹⁴を配置し、また、小・中学校においては、日本語指導のための教員の配置や、母語支援員の派遣等、学力保障のための取組を行っています。

⑦ その他さまざまな人権問題

近年のインターネットの普及により、インターネットによる人権侵害を新たな課題として位置づけ、研修会や学習会に取り組んでいます。

普遍的な学びとして、平和の尊さについて考える機会となる広島平和記念式典への派遣を小学生を対象に実施しています。

また、セーフコミュニティ¹⁵の取組の1つに自殺対策をあげ、ゲートキーパー¹⁶養成講座を企業・事業所や各種団体で実施し、さまざまな立場や環境の中で悩んでいる人に気づき、必要な支援につなげられるよう、自殺予防に向けて取り組んでいます。

¹³ 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省より）。

¹⁴ 母語支援員：日本語が理解できない児童生徒が学校に入ってきた時、児童生徒、その保護者、教員などの学校関係者の間に入って「言語」のサポートや「異文化理解」のための情報提供などを行い、主にコミュニケーション上のやりとりを円滑にする支援員のこと。

¹⁵ セーフコミュニティ：WHO（世界保健機関）が提唱する「事故やけがは、偶然の結果ではなく、原因を究明し、対策を講じることで予防できる」という考えに基づき、科学的な予防対策とまちぐるみの連携によって、安心安全な暮らしをおびやかす大きな要因である「事故やけが」を防ぐ取組のこと。

¹⁶ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、必要な相談支援（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）つなげる人のこと。「命の門番」とも言われる。